

# 女性部会だより (For you)



大釋 高士  
資産課税部門  
統括国税調査官



河合 博光  
個人課税第1部門  
統括国税調査官



沼田 美之  
署長

## 1 修繕費関係

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の通常の維持管理や現状回復のために要したと認められる部分の金額は、修繕費として損算入が認められます。ただし、その固定資産の使用可能期間を延長させ、又は価値を増加させる次

のような支出については資本的支出となります。

- (1) 建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額
- (2) 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
- (3) 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合で、その取り替えの金額のうち通常の取り替えの金額を超える部分の金額



## 2 役員との取引

法人が役員から土地を購入する場合、適正な価額(時価)で取引しなければなりません。時価より著しく高い(低い)価格で取引を行った場合、問題になることがあります。

また、土地を売却した役員は譲渡益がある場合、譲渡所得の申告が必要になります。譲渡益はその資産の譲渡価額から取得費と譲渡費用を差し引いて計算します。その土地の所有期間が5年を超えて



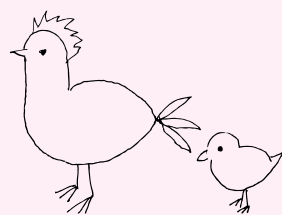
# の税トーク! 税務研修会

平成28年12月12日(月)

いる場合は長期譲渡所得となり、5年以下の場合は短期譲渡所得となります。

## 3 収益・費用の計上時期

収益の計上時期は原則として、製品の引き渡しを行った日となります。一方で、費用の計上の時期は役務の提供を受けた日となりますが、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合



解説中の洞口総括上席の  
デッサン

において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額にしていくときは、その年度の費用として認められます。